

秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県財務規則の一部を改正する規則(一〇二・財政課)	1
告示	
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(九七八・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の変更(九七九・福祉政策課)	3
生活保護法による指定医療機関の変更(九八〇・福祉政策課)	4
農地保有合理化事業規程の変更の承認(九八一・農林政策課)	5
大規模小売店舗の名称 設置者等の変更に関する届出(九八二・商工業振興課)	5
争議行為の予告(九八三・労働政策課)	6
道路区域の変更(九八四・道路課)	6
公告	
土地改良区の合併の認可(北秋田地域振興局農林部)	7
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	7
県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部)	7
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課)	7
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一八六)	8
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一八七)	9

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十一月十八日

秋田県規則第百二号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表第二の二百八十六号の次に次の四号を加える。

- 二百八十六の二 警備員等検定手数料
- 二百八十六の三 警備員等検定合格証明書交付手数料
- 二百八十六の四 警備員等検定合格証明書換入手数料
- 二百八十六の五 警備員等検定合格証明書再交付手数料
- 別表第二の二百八十七号及び第二百八十八号を次のように改める。
- 二百八十七 警備業認定手数料
- 二百八十八 警備業認定証再交付手数料
- 別表第二の二百八十八号の二を削り、第二百八十九号から第二百九十号までを次のように改める。
- 二百八十九 警備業認定証の有効期間の更新手数料
- 二百八十九の二 警備業認定証書換え手数料
- 二百九十 警備員指導教育責任者資格者証交付手数料
- 別表第二の二百九十一号の三の次に次の一号を加える。
- 二百九十一の四 現任警備員指導教育責任者講習手数料
- 別表第二の二百九十二号を次のように改める。
- 二百九十二 機械警備業務管理者資格者証交付手数料
- 別表第二の二百九十三号の三の次に次の一号を加える。
- 二百九十三の四 警備員等検定合格者審査手数料

この規則は、平成十七年十一月二十一日から施行する。

告 示

秋田県告示第九百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡邊医院	渡 邊 廉	由利本荘市前郷字家岸七十九 二十	平成十七年十月一日
えきまえ佐藤薬局	佐 藤 美津子	南秋田郡八郎潟町字中田六十七 二十一	平成十七年九月三十日
佐藤薬局	佐 藤 美津子	南秋田郡八郎潟町字一日市三百六十六 二	平成十七年九月三十日
はまなす薬局	有限会社フレンズ 取締役	能代市柳町十三番八号	平成十七年九月二十七日
銭谷整形外科クリニック	銭 谷 雅 博	能代市住吉町二番二十五号	平成十七年九月二十日
田沢湖町歯科診療所	田沢湖町長	仙北市田沢湖生保内字浮世坂十七番地一	平成十七年九月十九日
田沢湖町国民健康保険神代診療所	田沢湖町長	仙北市田沢湖神代字宇野中清水二百十六番地四	平成十七年九月十九日
田沢湖町国民健康保険田沢診療所	田沢湖町長	仙北市田沢湖田沢字高屋百三十七 一	平成十七年九月十九日
町立田沢湖病院	田沢湖町長	仙北市田沢湖生保内字浮世坂十七番地一	平成十七年九月十九日
公立角館総合病院	角館町長	仙北市角館上野十八番地	平成十七年九月十九日
西木村立松木内診療所	西木村長	仙北市西木町松木内字松葉二百三十二	平成十七年九月十九日
西木村立西明寺診療所	西木村長	仙北市西木町門屋字道目木三百十九 一	平成十七年九月十九日
有限会社 おやま薬局	有限会社おやま薬局 代表取締役	大仙市大曲花園町十 十一	平成十七年九月十九日
大畑診療所	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者	北秋田市綴子字宮本百六十九番地	平成十七年八月二十七日
ちづ歯科クリニック	常 磐 祐 一	南秋田郡八郎潟町川崎字昼寝二百三十三番地一	平成十七年七月三十一日
藤田医院	藤 田 健 康	横手市前郷二番町三番十一号	平成十七年三月三十一日

秋田県告示第九百七十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
仙北市西明寺診療所	仙北市長職務執行者	仙北市西木町門屋字道目木三百十九一	内科、外科、泌尿器科	平成十七年九月二十日
仙北市松木内診療所	仙北市長職務執行者	仙北市西木町松木内字松葉二百三十二	内科、外科、泌尿器科	平成十七年九月二十日
市立田沢湖病院	仙北市長職務執行者	仙北市田沢湖生保内字浮世坂十七番地一	内科、神経内科、呼吸器科、循環器科、アレルギー科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科	平成十七年九月二十日
市立角館総合病院	仙北市長職務執行者	仙北市角館町上野十八番地	精神科、神経科、呼吸器科、循環器科、脳神経科、小児科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科	平成十七年九月二十日
仙北市国民健康保険田沢診療所	仙北市長職務執行者	仙北市田沢湖田沢字高屋百三十七一	内科、小児科、外科	平成十七年九月二十日
仙北市国民健康保険神代診療所	仙北市長職務執行者	仙北市田沢湖神代字野中清水二百六十四	内科、呼吸器科、小児科	平成十七年九月二十日
仙北市田沢湖歯科診療所	仙北市長職務執行者	仙北市田沢湖生保内字浮世坂十七番地一	歯科	平成十七年九月二十日
奥山内科医院	奥山盛	由利本荘市花畑町二丁目五十七の二	内科、小児科	平成十七年七月一日
ふじた耳鼻咽喉科クリニック	藤田繁俊	大館市観音堂四百二十四一	耳鼻咽喉科	平成十七年十月一日
医療法人 渡邊医院	医療法人 渡邊医院 理事長	由利本荘市前郷字家岸七十九番地二十	内科、消化器科	平成十七年十月一日

<p>秋田県告示第九百八十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に</p>	大仙ハート調剤薬局	有限会社 OTA 取 締役	大仙市大曲通町十番十一号	調剤薬局	平成十七年七月二十日
	有限会社 おやま薬局	有限会社 おやま薬局 代表取締役	大仙市大曲あけぼの町八番十一号	調剤薬局	平成十七年九月二十日
	佐藤薬局	有限会社佐藤薬局 取締役	南秋田郡八郎潟町字一日市三百六十六二	調剤薬局	平成十七年十月一日
	えぎまえ佐藤薬局	有限会社佐藤薬局 取締役	南秋田郡八郎潟町字中田六十七 二十一	調剤薬局	平成十七年十月一日
	あおぞら薬局観音堂店	有限会社ティール・エス・ メディカル 代表取締役	大館市観音堂四百二十四番五号	調剤薬局	平成十七年十月一日
	佐野薬局大瀬店	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役	能代市大瀬儘下十二 八	調剤薬局	平成十七年十月一日
	ちづ歯科クリニック	医療法人 哲風会 理事長	南秋田郡八郎潟町川崎字昼寝二百三十三番 地一	歯科、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔 外科	平成十七年八月一日
	ちやこ歯科クリニック	高 龍 天	鹿角市十和田毛馬内字上寄熊十五 一	歯科、小児歯科	平成十七年十月一日
	訪問看護ステーション きのとう	医療法人 加藤病院 代表者	にかほ市平沢字上町八十五 三	訪問看護	平成十七年二月一日
変 更 事 項	<p>基づき、告示する。 平成十七年十一月十八日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>				

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
梅の木ファミリークリニック	松 元 茂	横手市梅の木町十八番九号	梅の木ファミリークリニック	梅の木ペインクリニック	平成十七年十月一日

秋田県告示第九百八十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
秋田しんせい農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業
- 三 変更内容
市町村合併に伴う事業実施区域の名称変更
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十七年十月四日

秋田県告示第九百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
拡大製材株式会社 取締役社長 深瀬 貞 吉
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
湯沢市字万石三百五十三番地

(三) ユザワプラザ

湯沢市材木町二丁目一番十八号
変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
退店

(1) イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一
代表取締役 岡 田 元 也
株式会社ブルーグラス
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一
代表取締役 野 口 禎一郎
伊 藤 雅 敏
岩手県北上市新穀町一丁目六番二十八号
株式会社モリタ
秋田市中通二丁目四番四号
代表取締役 盛 田 良 次
石 塚 一 廣
湯沢市山田字福島尻六十六番十三号
有限会社ヤマサ薬局
湯沢市清水町二丁目三番五十二号
代表取締役 佐 藤 良 晴
株式会社三貴
東京都豊島区東池袋三丁目四番三号
代表取締役 木 村 和 巨
出店
有限会社中央市場
湯沢市柳町二丁目一番四十号
代表取締役 金 沢 正 隆

(2)

湯沢市柳町二丁目一番四十号
代表取締役 金 沢 正 隆

道路の種類	旧新別	路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域						
(二) 縦覧期間	平成十七年十一月十八日から平成十八年三月十八日まで					
三 関係書類の縦覧場所及び期間	平成十七年十月二十五日					
(一) 縦覧場所	県庁第二庁舎二階 県政情報資料室					
湯沢市役所	産業経済部商工労政課					
二 届出年月日	平成十七年十月二十五日					
(五) 変更する理由	小売業者の新規出店、退店等のため					
(4) 代表者変更	平成十七年三月二十二日					
(3) 代表者変更	平成十七年三月二十二日					
(2) 住所変更	平成十七年十一月一日					
(1) 退店及び出店	平成十七年十一月一日					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社仙北屋山内					
ア 変更前	雄勝郡稲川町大館字大館七十二					
イ 変更後	湯沢市川連町字大館七十二					
(3) 住所変更	湯沢市表町二丁目五番二十九号					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					
イ 変更後	代表取締役 指 田 努					
(4) 代表者変更	株式会社タツミヤ					
ア 変更前	代表取締役 曲 渕 恵美子					

県 道		新	旧
		仙ノ台松山線	仙ノ台松山線
B	A	能代市母体字小沢口一五一番地先から二〇七番一地先まで	
		能代市母体字小沢口二四番一地先から二〇七番一地先まで	能代市母体字小沢口一五一番地先から二〇七番一地先まで
		五・〇〇〇～一七・〇〇〇	五・〇〇〇～一九・〇〇〇
		〇・一四八	〇・四二五

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年十一月十八日から同年十二月一日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第一項の規定により、平成十七年十一月十日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 合併後存続し、定款変更した土地改良区
北秋田市鷹巣土地改良区
- 二 合併により解散した土地改良区
北秋田郡鷹巣町今泉土地改良区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 秋田県仙北平野東部土地改良区
退任理事の住所及び氏名
大仙市太田町中里字二十町六十四番地
- 二 大仙市西仙北土地改良区
就任理事の住所及び氏名

伊 藤 長 一

大仙市大巻字宅地十六番地

進 藤 巖

平成十七年十一月十日県営土地改良事業（黒川地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面積（㎡）	予定価格（円）
一	能代市松美町一六六番	宅地	二四一・八八	九、一三〇、〇〇〇
二	能代市栄町一七番	宅地	三六二・一三	九、四一五、〇〇〇
三	由利本荘市中梵天七〇番八及び九	宅地 道路	二〇七・六二 二四・〇〇	七、四二一、〇〇〇
	由利本荘市西梵天四			

六	五	四
横手市雄物川町東里 字十三塚三三七番三	横手市蛇の崎町九番 三	二番三
宅地	宅地	宅地
七二・六五三、九七〇、〇〇〇	一一九・〇〇三、五七〇、〇〇〇	三三三・三三三九、九四〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一〇二	秋田県山本地域振興局総務 企画部総務経理課 (電話〇一八五 五二六 二〇三)	平成十七年十一月十八日(金)から十一月二十八日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで
三〇四	秋田県由利地域振興局総務 企画部総務経理課 (電話〇一八四 二二五 四三二)	平成十七年十一月十八日(金)から十一月二十九日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで
五〇六	秋田県平鹿地域振興局総務 企画部総務経理課 (電話〇一八二 三三〇 五九四)	平成十七年十一月十八日(金)から十一月二十九日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一〇二	秋田県山本地域振興局第一 会議室	平成十七年十一月二十九日(火)午後一時三十分

三〇四	秋田県由利地域振興局第二 会議室	平成十七年十一月三十日(水)午前十時
五〇六	秋田県平鹿地域振興局第二 会議室	平成十七年十一月三十日(水)午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
 - 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 - 法人の場合
 - 印鑑及び登記簿の謄本
- 六 入札保証金に関する事項
- 六 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- 七 入札の無効
- 七 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定することによる。
- 八 その他
 - なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

詳細に関しては、秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会のこと。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年十一月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二二七
三分の一の数 二二六、八八七

秋選管告示第百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年十一月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八四、九五六
能代市	一四、六五六
横手市	一〇、九二六
大館市	一七、九九八
本荘市	一二、一六五
男鹿市	八、二八八
湯沢市	九、三一六
大曲市	一〇、六一八
鹿角市鹿角郡	一二、四七四
北秋田郡	一七、七九三
山本郡	一三、二一五
南秋田郡	一九、八四八
河辺郡	五、二〇二
由利郡	二〇、六九六
仙北郡	三一、五七二
平鹿郡	一八、三一七
雄勝郡	一二、四〇七

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄